

管理協定書

(以下「甲」という。)

は「秦野飲食店組合ホームページ」(以下「サイト」という。)に、バナー広告、
その他広告掲載について、秦野飲食店組合(以下「乙」という。)との間に管理協定
(以下本協定という。)を締結します。

第1条 主内容

秦野飲食店組合ホームページへの、バナー広告、その他の広告掲載について。

第2条 掲載期間について

- 1、バナー広告掲載は、原則毎年 月 日より翌年 月 日までの一カ年とする。
- 2、バナー広告の期間中途からの掲載は、掲載月より翌 月 日までとする。
- 3、その他の広告については、別途甲乙協議の上決定する。

第3条 掲載料金について

- 1、バナー広告は、一カ年¥10,000とする。
- 2、バナー広告の中途月からの掲載は月割りとし、甲乙協議の上決定する。
- 3、その他の広告については、別途甲乙協議の上決定する。
- 4、支払い方法は、甲乙協議の上決定する。

第4条 掲載場所及びサイズについて

- 1、バナー広告の掲載は、サイトのトップページとする。
- 2、その他の広告の掲載は、サイトのトップページ及びセカンドページ(4ページ)内にて、別途甲乙協議の上決定する。
- 3、バナー広告のサイズは、横については130ピクセル、縦については60ピクセル以内とし、原則甲が乙に提供する。

第5条 契約継続及び解約

- 1、契約期間は一年間とし、甲乙とも解約の意思のない場合は継続するものとする。
- 2、解約は、甲乙共に契約期間の満了日になる30日以内にその旨を伝え満了日に、解約とする

第7条 著作物及び著作権

- 1、サイト内に掲載の、甲の提供したバナー広告、その他の広告に含まれるすべての文章及び情報、デザイン、オブジェクトその類に含まれるものは、甲の著作物とする。
- 2、サイト内に掲載の、乙の製作した、バナー、その他の広告に含まれるデザイン及びオブジェクトその類に含まれるものは、乙の著作物とする。
- 3、サイト内の著作物を二次配布するときは、甲乙協議のうえ行う。
- 4、解約後も、甲乙お互いの著作物に対し、著作権の放棄は行わないものとする。